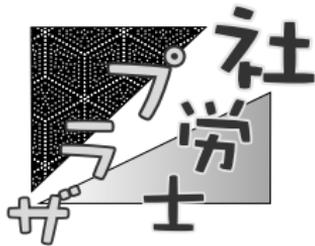


「社員を採用しようと
思うのですが、何かもら
える助成金があります
か」。顧問先企業からよく
聞く問合わせの一つであ
る。

「採用を考えている社
員の職務は？ 年齢は？
も残念である。」

「業界の経験者ですか」と
詳細を確認し、受給でき
そうな助成金を検討して
いく。要件さえ満たせば、
いかなる企業でも受け取
ることができる。その要
件を把握していない



と、何が受給できて、何
が足りないから受給でき
ないかが分からない。要
件の把握が難しいため、
要件を満たしていても助
成金支給申請を行ってい
ないケースがあり、とて
も残念である。



広島

ア一チ広島
社会保険労務士法人

遠地 謙介

で雇用調整助成金をはじ
め様ざまな助成金の新
設、拡充があつてからで
ある。当時は雇用調整助
成金の申請で多くの企業
が経営危機を乗り越え、
整理解雇、希望退職を回
避した状況があり、今も
申請している企業は多
く、その恩恵を受けてい
るケースは多い。

そもそも雇用調整助成
金の制度は、第1次オイ
ルショックをきっかけ
に、日本の雇用対策が、
失業補填から積極的失業

助成金申請で経営支援

予防へと方向転換を図つたことにより創設された制度である。当事務所も、社会的意義がある助成金申請をしていく中で、企業における雇用の確保、地域社会での雇用の安定に多少なりとも貢献できているのではないかと実感している。そのような経緯もあり、今では年間200件以上の助成金の申請を行っている。

その他に企業が助成金の効用にあずかるケースとしては、創業時であろう。創業時は多額な設備投資、新規の人材雇用と多額の事業投資が必要となる。その事業資金を補填してくれるのが、受給資格者創業支援助成金、中小企業基盤人材確保助成金等である。これら助成金を上手に利用することが創業時の企業経営を早く軌道に乗せるコツの一つといえる。当事務所は行政書士事務所も併設しているため、創業時の会社設立手続きをどのような流れで行えば上記の助成金も受給できるかを考慮しながらサポートさせていただいている。

助成金を受給するには、就業規則の整備、労働環境の整備が求められる。それらの整備を行うことにより適正な労務管理が確立できる。当事務所としては、助成金だけでなく、総合的な労務管理体制の構築に寄与できれば望外の喜びである。